

22 予 予 第 9 0 6 号  
平成 22 年 1 2 月 9 日

日本ウインドウ・フィルム工業会  
理事長 横 田 俊 雄 様

東京消防庁  
予防部長 有賀 雄一郎



窓用フィルムを貼付したガラスに係る有効開口部としての取扱いについて（回答）

平成 22 年 1 1 月 1 2 日付けで照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

#### 記

平成 22 年 1 1 月 1 2 日に貴工業会から提出された窓用フィルムに関する破壊試験結果及び資料等を勘案して検討した結果、下記のとおり回答します。

#### 1 回答

予防事務審査・検査基準第 2 章第 1 節第 6、3 で消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 5 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱われているガラスに、2 に示す窓用フィルムを貼付したガラスについては、規則第 5 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として認めることとします。

#### 2 対象となる窓用フィルム

- (1) 基材がポリエチレンテレフタレート（PET）製であること。
- (2) 基材厚みが 100  $\mu$ m 以下であること。
- (3) 内貼り用、外貼り用を問わないものであること。

#### 3 その他

今後、本照会時における製品と著しく異なる品質に変更等する場合、当該取扱いは無効となることを念のため申し添えます。

問い合わせ先

〔 予防課建築係 高谷 関 〕  
〔 電話 03-3212-2111 内線 4747 〕